令和　　　年寄附分　　　市町村民税　　　寄附金税額控除に係る申告特例申請書

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

市町村民税

道府県民税

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和　　　　年　　　　月　　　　日  　　　　　　　　長野県大鹿村長　　殿 | |  | 整理番号 |  | | | | | | | | | | | |
| 住　所 |  | | フリガナ |  | | | | | | | | | | | |
| 氏　名 |  | | | | | | | | | | 印 | |
| 個人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 性　別 | 男　　　　　　女 | | | | | | | | | | | |
| 電話番号 |  | | 生年月日 | 年 　　月 　　日 | | | | | | | | | | | |

　「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

　あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第７条第１項（第８項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注１）　　上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注２）　　申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第７条第６項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第４号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

１.　当団体に対する寄附に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 寄附年月日 | 寄附金額 | |
| 令和　　 年　 　月　 　日 |  | 円 | |

２.　申告の特例の適用に関する事項

　　　申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| ①　地方税法附則第７条第１項（第８項）に規定する申告特例対象寄附者である | □ |

（注）　　地方税法附則第７条第１項（第８項）に規定する申告特例対象寄附者とは、⑴及び⑵に該当すると見込まれる者をいいます。

　　　　⑴　地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第１項の規定による

　　　　　申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第１項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

　　　　⑵　地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の４月１日の属する年度分の市町村民税・道府県民税に

　　　　　ついて、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告

　　　　　書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

|  |  |
| --- | --- |
| ②　地方税法附則第７条第２項（第９項）に規定する要件に該当する者である | □ |

（注）　　地方税法附則第７条第２項（第９項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の１月１日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が５以下であると見込まれる者をいいます。

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－（切り取らないでください。）－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

市町村民税

道府県民税

令和　　　年寄附分　　　　　　　　　　　寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 住　所 |  | | 受付日付印 |
| 氏　名 |  | 殿 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 受付団体名 | 長野県大鹿村 |

整理番号